

東かがわ市介護支援専門員研修費受講費補助事業 Q & A

Q 1 : 補助の対象を教えてください。

A 1 : 東かがわ市内において、下記のいずれかに該当するサービス事業所又は施設（以下「事業所等」という）であって、市税等を滞納していない事業者が対象となります。

- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業所
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護予防支援事業所（地域包括支援センターを除く。）
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

Q 2 : 香川県外の（主任）介護支援専門員の研修を受講した場合、対象となりますか。

A 2 : 東かがわ市内の事業者がその従業者である（主任）介護支援専門員に研修を受講させ、費用を負担した場合は対象となります。

Q 3 : 1 事業所につき何人まで申請できますか。

A 3 : 人数制限はありません。先着順ではありませんが、原則予算の範囲内での支給となります。

Q 4 : 勤務形態が派遣社員の場合は対象となりますか。

A 4 : 対象となりません。

Q 5 : 介護支援専門員の資格を保有していますが、施設で生活相談員として勤務しています。補助の対象となりますか。また、生活相談員と介護支援専門員を兼務している場合は対象となりますか。

A 5 : 施設で生活相談員として勤務している場合は、補助の対象となりません。事業所等の介護支援専門員として、介護サービス計画を作成する業務に携わっている方が対象となります。したがって、兼務の場合は対象となります。なお、常勤、非常勤は問いません。

Q 6 : 更新研修を受講したときは、介護支援専門員として勤務していませんでしたが、研修修了後に介護支援専門員として業務に就きました。補助の対象となりますか。

A 6 : 補助の対象となります。申請は研修修了後となりますので、申請時に介護サービス計画等作成する業務に携わっている場合は対象となります。

Q 7 : 研修受講時は A 社に勤務していましたが、現在は B 社に勤務しています。B 社が受講費用を負担してくれる場合は補助の対象になりますか。

また、受講者本人が負担している場合はどうなりますか。

A 7 : B 社での勤務が申請条件を満たしていれば対象となります。また、受講者本人が負担している場合でも、法人が受講者に補助金の全部又は一部を支払う場合は申請可能です。

Q 8 : 法人内の異動により、東かがわ市の居宅介護支援事業所から市外の居宅介護支援事業所に変更となった場合、補助の対象になりますか。

A 8 : 補助申請時に東かがわ市外の事業所に異動となった場合は、補助対象となりません。

Q 9 : 受講費用を受講者本人が負担している場合の、法人が受講者に補助金の全部又は一部を支払った証明は提出が必要ですか。必要な場合、どのような証明書を準備すればいいですか。

A 9 : 申請時に、法人が受講者に支払うことを誓約していただきます。支払っていないことが判明した場合は、補助金の返還となります。

必須ではありませんが、例えば法人が補助金の全部又は一部を受講者本人に振り込んだ明細や、確実に法人から支払われたとわかる本人の受領書など（様式は問いません）が考えられます。

Q 10 : 「受講料等の支払いを確認できる書類」は領収書ですか。また、原本でなく写しではだめですか。

A 10 : 受講料は、県証紙で納付の場合は購入時の領収書又は口座振込の場合は振込明細書（振込金受取書）や通帳の記録等とします。テキスト代は、購入時のレシートや領収書とします。国、都道府県、他の市区町村その他の機関から他の制度による負担又は補助を受けていないことが条件のため、原則、原本を確認させていただきます。なお、確認時に写しをいただき、原本はお返しします。

Q 11 : 令和 5 年度に介護支援専門員更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、補助の対象となりますか。

A11：実務研修、再研修及び更新研修（実務未経験者）は、申請する年度の前年度に実施したものを対象とすることができるとしていますので、対象となります。

この場合、研修修了後3月以内に事業所で介護支援専門員として勤務する必要があります。

Q12：提出は事業者内である程度揃ってからのほうがよいですか。その都度、提出でもよいですか。

A12：事業所（法人）内でまとめた提出でも、その都度のいずれでも構いません。

Q13：申請書の代表者は、施設長でよいですか。

A13：法人の代表者からの提出となります。

Q14：介護支援専門員証の写しは、研修終了後すぐには新しい期間の証が発行されないため、最新のものでなくても大丈夫ですか。

A14：介護支援専門員証については、最新のものが必要となります。